

## 社会福祉法人 花工房福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 花工房福祉会 定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員等への報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、役員費用弁償規程により支給する。  
ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は、支給しない。

### (規程の準用)

第4条 評議員選任・解任委員についても、本役員等報酬規程を準用する。

### (改廃)

第5条 本規程は評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。